

麻機ウェットランドクラブ規約

（設 置）

第1条 自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））第8条に規定する自然再生協議会を設置し、その下部組織として、再生保全管理部会で活動する『麻機ウェットランドクラブ』を設置する。

（名 称）

第2条 本会の名称は、『麻機ウェットランドクラブ』（以下「ウェットランドクラブ」と称する）。また、協議会の名称は「麻機遊水地保全活用推進協議会」（以下「協議会」と称する）。

（目 的）

第3条 協議会で作成した、自然再生全体構想、自然再生事業実施計画に基づき、円滑に自然再生事業を実施し、維持管理、市民に活動を広く普及させていくための協議及び実施していくことを目的とする。

（所掌事務）

第4条 ウェットランドクラブは、次の事項を協議、実施する。

- （1）湿地部の保全、再生、維持管理等に関する協議、実施
- （2）モニタリング調査とその評価に関する協議、実施
- （3）評価を適正に事業に反映させるための方法についての協議、実施
- （4）自然環境学習の推進についての協議、実施
- （5）自然再生全体構想、自然再生事業実施計画の見直しに関する案の協議

（組 織）

第5条 ウェットランドクラブは、次に掲げる委員によって構成する。

- （1）公募による住民や団体、法人の代表者
- （2）地域の環境に関し専門的知識を有する者

（会長）

第6条 ウェットランドクラブには、委員の互選により代表を置く。

- 2 代表は、ウェットランドクラブを代表し会務を統括する。
- 3 代表に事故があるときは、代表があらかじめ指名するウェットランドクラブ会員が職務を代行する。

- 4 代表は、ウェットランドクラブの進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、ウェットランドクラブに会員以外の者の出席を要請することができる。
- 5 ウェットランドクラブは、協議概要を協議会の会議に報告する。

（ウェットランドクラブ会員資格の喪失）

第7条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- （1）辞任
- （2）死亡、失踪の宣言
- （3）団体もしくは法人の解散
- （4）解任

（辞任及び解任）

第8条 辞任しようとする者は、第6条に規定する代表に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 会の運営に著しい支障をきたす場合、会の合意により委員を解任することができる。

（公開）

第9条 会は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き原則公開とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるものの他、ウェットランドクラブの運営に関し、必要な事項を定めることができる。

- 2 別途定めによる会費を徴収するものとする。
- 3 この要綱は、ウェットランドクラブの合意を経なければ、改正することはできない。

（附 則）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。